



平成21年度秋の叙勲受章者



11月3日に叙勲者が発表され、当会から以下の方々叙勲受章の栄に浴されました。心よりお慶び申し上げます。

叙勲者の横顔



旭日大綬章（元法務副大臣）

さとう たつお
佐藤 剛男

学歴・職歴 及び公職

昭和35年 東京大学在学中に司法試験合格
国家公務員上級甲試験合格

昭和36年 東京大学法学部卒業

昭和36年 通商産業省（現・経済産業省）入省
消費経済課長他参事官を経て中小企業庁部長、内閣政府委員を最後に退官。
（その間在ジュネーブ国際機関日本政府代表部参事官、ガット委員会議長等6年間の外交官勤務。）

平成5年 衆議院選挙初当選 以来5期連続当選

平成15年 内閣府副大臣，内閣総理大臣補佐官

平成20年 法務副大臣

平成21年9月24日 鳩山総理就任に伴い法務副大臣を辞任・引退
（現在）（業）共生国際特許事務所

弁理士会歴

平成17年弁理士登録（14004号）

賞

受章に浴して

この度、叙勲の栄に浴し、身に余る光栄に存じます。これもひとえに皆様に長年お支え頂いた賜物であると感謝の思い一杯でございます。

私自身は、長年国政に身を置き、内閣府副大臣、法務副大臣等、要職を歴任させて頂きました。特に、今から約30年前、3年間在ジュネーブ国際機関日本政府代表部筆頭参事官（知的財産についてはWIPOの責任参事官）をつとめた際、各国の官僚達と仕事を共にする中、「これからは知財の時代だ」と肌で感じておりました。

その後、役所を退官、国政に従事させて頂いた際も、司法改革の重要性と必要性を痛切に感じており、「国を支えるのは知財である」と確信し、弁理士の地位向上、知的財産権の保護及び利用の促進を図るべく日夜努力をして参りました。

世界の情勢、そして今までの経験により、私は、知財法は世界統一法を制定した方が良いと思っており、少なくともアジアにおいては共通であるべきとの信念を有しております。

今後も社会貢献並びに日本の発展に寄与すべく努力してゆく所存でございますので、ご指導・ご鞭撻の程、宜しくお願ひ申し上げます。



旭日小綬章（弁理士業務功労）

むらき きよし
村木 清司

学歴・職歴

昭和 43 年慶応義塾大学大学院法学研究科卒業、(現在)松原・村木国際特許事務所

弁理士会歴

昭和 42 年弁理士登録（7011 号）、平成 12 年 4 月～弁理士会理事（会長）、平成 13 年 1 月～日本弁理士会会長、平成 11 年 弁理士会理事（副会長）、昭和 56 年～58 年 弁理士会常議員、平成 7 年～9 年 弁理士会常議員、平成 16 年 総会議長、昭和 60 年 外国弁理士対策委員会 委員長、昭和 62 年 制度調査会 委員長、平成 5 年 外弁問題検討委員会 委員長、平成 7 年 常議員会第一委員会 委員長、平成 10 年 弁理士制度検討会議 委員長、平成 13 年 登録審査会 会長、平成 14 年～16 年 研修所 所長、平成 16 年～17 年 対外協力事業推進委員会 委員長

公 職

平成 5 年 弁理士審査会臨時委員、平成 6 年 弁理士審査会委員、平成 11 年 工業所有権審議会臨時委員、平成 12 年 工業所有権審議会委員、平成 14 年～16 年 工業所有権審議会臨時委員会（特定侵害訴訟代理業務私見準備小委員会）

賞

平成 9 年 黄綬褒章（弁理士業務功労）、平成 13, 16, 17, 18, 20 年 日本弁理士会特別功労表彰、平成 14, 15, 17 年 日本弁理士会感謝状、平成 4, 9 年 弁理士会特別功労表彰、平成 10 年 弁理士会永年功労表彰、平成 7 年 弁理士会感謝状、平成元年 弁理士制度 90 周年記念式典特別功労表彰、平成 11 年 弁理士制度 100 周年記念式典表彰、平成 21 年 弁理士制度 110 周年記念式典特別功労表彰、平成 7 年 工業所有権制度関係功労表彰（通商産業大臣表彰）

受章に浴して

本年 11 月 6 日に鳩山首相の名で経済産業副大臣から勲記・勲章の伝達があり、同日家内共々皇居に参内し、天皇陛下に拝謁の栄を賜り、大変感激致しました。

この度の叙勲にあたりまして、特許庁、日本弁理士会、諸先輩方々、友人及びその他の多くの関係者の皆様から頂戴いたしました多年にわたるご指導、ご支援及びご尽力に心から感謝いたします。

昭和 42 年（1967 年）に弁理士登録を致しましてから、あっという間に時が過ぎた感じが致しております。その間で特に印象に残ることは、知的財産の価値が世の中に広く認められるようになったこと、弁理士法が全面的に改正されたことなどですが、そのような変化の時代に弁理士の業務に従事することができたことを誇りに思っています。

現在、日本も世界も大変難しい時代を迎えていますが、このような時代に知的財産制度がより有効に世の中の役に立つように、また、弁理士がその一端を担えるように、これからの弁理士の方々の活躍を期待するとともに、私も微力ながらもうしばらく頑張りたいと願っています。

ありがとうございました。



瑞宝小綬章（通産行政事務功労）

かわしま としかず
川島 利和

学歴・職歴

昭和 38 年愛媛大学文理学部理学科卒業，昭和 38 年特許庁入庁，昭和 42～55 年審査官，審判官など，昭和 55～58 年 審査長，昭和 58～61 年 東京高等裁判所調査官，昭和 61～平成 3 年 審判長，平成 3 年 特許庁退官，（現在）川島特許事務所

弁理士会歴

平成 3 年弁理士登録（10066 号）

公 職

賞

受章に浴して

この度の叙勲に際しましては，日本弁理士会会長様をはじめ多くの方々からご丁寧なご祝辞を頂き有難うございました。これもひとえに審査官・審判官，裁判所調査官及び弁理士としての職務を行うに当たり，皆様方から頂いたご支援の賜物と感謝申し上げます。弁理士業務も 19 年近くとなり，その間，研究会及び同好会（テニス）等を通じ多くの先生方とお知り合いにもなれました。これからも弁理士の一員として少しでも社会のお役に立てばと考えておりますので，どうぞよろしく願い申し上げます。



瑞宝小綬章 (通産行政事務功労)

す どう あ さ こ
須藤 阿佐子

学歴・職歴

昭和 37 年 お茶の水女子大学理学部化学科卒業, 昭和 37 年 特許庁入庁, 昭和 41 年～ 48 年 審査官, 昭和 49 年～ 52 年 審判官, 昭和 52 年～ 54 年 審査官, 昭和 54 年～ 56 年 審査長, 昭和 56 年～ 58 年 上級審判官, 昭和 58 年～ 62 年 審判長, 昭和 63 年～平成 3 年 部門長, 平成 3 年～ 4 年 首席審判長, 平成 4 年 辞職 (現在) 須藤特許事務所

弁理士会歴

平成 4 年弁理士登録 (第 10231 号), 平成 10 年～ 12 年 研修所 委員

公 職

昭和 61 年～ 63 年 弁理士審査会臨時委員, 昭和 63 年～平成 3 年 弁理士審査会委員, 平成 11 年～ 14 年 科学技術振興事業団事業評価委員会委員, 平成 11 年～ 12 年 弁理士審査会臨時委員, 平成 13 年 工業所有権審議会臨時委員, 平成 13 年～ 15 年 工業所有権審議会委員, 平成 14 年～ 19 年 知的クラスター創成事業 (高松バイオ希少糖クラスター) 特許戦略アドバイザー, 平成 16 年～ 19 年 香川大学農学部客員教授, 平成 20 年～ 21 年 都市エリア産学官連携促進事業 (発展型) 香川県 [高松エリア] 知財推進会議オブザーバー

賞

平成 15 年 日本弁理士会感謝状

受章に浴して

昭和 37 年に五名の女性審査官が働く男女参画を先取りした活気あふれる「高分子有機材料」に配属され, 知的財産にかかわる実務家としてスタートを切りました。女性の先駆者が拓いてくれた道をただひたすらに, 各場面で適切な熱いエールを受けながら, 振り返ると信じられない程エキサイティングな 48 年を歩んだ後, この度はからずも叙勲の榮に浴しました。目立つ行動に出るよりものんびり成り行きまかせだが, 順応性, 協調性となるととても長けたところがある香川県人気質を親から受け継いでいると思えるので, このような素晴らしい人生の一つの区切りを経験できましたのは, ひとえにみなさま方のおかげであり, 感謝の気持ちでいっぱいです。また, 多くの方々からご祝意をいただき, とてもうれしく, ありがたく思っています。これからは息子の晃伸弁理士やスタッフの力をこれまで以上にかりるでしょうが, 実務家であり続けたいと願っています。どうぞよろしくご厚意申し上げます。



瑞宝小綬章（通産行政事務功労）

こだま よしひろ
兒玉 喜博

学歴・職歴

昭和 38 年姫路工業大学工学部応用科学科卒業，昭和 40 年特許庁入庁，昭和 44 ～ 52 年審査官，昭和 52 ～ 53 年審判官，昭和 53 ～ 58 年審査官，昭和 58 ～ 60 年総務部調査官，昭和 60 ～ 62 年審査長，昭和 63 ～平成 1 年審判長，平成 1 ～ 2 年工業所有権協力センター，平成 3 ～ 5 年審判長，平成 6 年特許庁退官
（現在）お茶の水内外特許事務所

弁理士会歴

平成 6 年弁理士登録（10506 号）

公 職

賞

受章に浴して

この度は，関係者の多大なご高配によりはからずも叙勲の栄に浴し感激いたしております。特に伝達式では，豊明殿にて天皇陛下に拝謁したときには感無量のものがありました。

また，私方の受章に際しまして，日本弁理士会会長はじめ多くの関係者の方々からご丁寧な祝辞をいただき深く感謝いたしております。

弁理士制度は，国際化，特許法改正等々諸問題山積で以前にも増して大きな転換の時期にさしかかっているかと思いますが，不肖私，今後とも弁理士会の一員としてこの世界のために頑張ってまいりたいと考えておりますので，よろしくご指導の程をお願い申し上げます。



瑞宝小綬章（通産行政事務功労）

ながぬま かなめ
長沼 要

学歴・職歴

昭和 38 年 山口大学教育学部理科専攻卒業, 昭和 38 年 特許庁入庁, 昭和 42 ~ 50 年 審査官, 昭和 50 ~ 52 年 審判官, 昭和 52 ~ 55 年 審査官, 昭和 55 ~ 58 年 審査長, 昭和 58 ~ 59 年 上級 (主席) 審判官, 昭和 59 ~ 平成 2 年 審判長, 平成 2 ~ 5 年 高等裁判所調査官, 平成 5 ~ 6 年 審判長, 平成 6 年 特許庁退官 (現在) 長沼特許事務所

弁理士会歴

平成 6 年弁理士登録 (10535 号)

公 職

賞

受章に浴して

この度, 秋の叙勲に際し, はからずも瑞宝小綬章という勲章を授かり, 身に余る光栄に存じます。

東京オリンピックが開催された年の前年に特許庁へ入庁し, 会報の新人紹介欄に, 次のように, 「特許庁には, ノルマがあるようであるが, ノルマを達成したら, それ以上の仕事をしなくて済むので, ノルマ様々である。」と書き, 大失態をした。

それ以後, 大学での卒業論文のテーマ「芳香族アミンと脂肪族カルボン酸からなる酸アミド化合物のイオン交換性について」での調査方法, 例えば, Chemical Abstract 等の文献抄録誌等を用いて, 国内公報のみならず, 外国特許や外国雑誌等の文献も調査対象とする等して, 審査の迅速, 適正化を図り, 何とかノルマを達成することができた。

振り返ってみると, あの時の大失態が, 今回の受章の一助になったかも知れない。

この度の勲章は, 私の仕事に協力して下さった皆様を代表して受けたものと思って, この榮譽に恥じぬよう, 身を引きしめて, 一層の精進を致す所存でございます。